



2 健保第 5 2 1 8 号
令和 2 年 1 2 月 1 0 日

一般社団法人 小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

久留米市長 大 久 保 勉
(健康福祉部 健康保険課)

令和 2 年 7 月豪雨にかかる被災者の一部負担金の免除期間の延長について

日頃より、久留米市国民健康保険事業・福岡県後期高齢者医療制度の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり、被災された久留米市国民健康保険及び福岡県後期高齢者医療制度の被保険者への一部負担金免除措置を延長することとなりました。

つきましては、会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先 久留米市健康福祉部健康保険課
担当：荘野、山川、田村
電話：0 9 4 2－3 0－9 0 2 9
FAX：0 9 4 2－3 0－9 7 5 1

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

令和 2 年 7 月豪雨災害に係る
久留米市国保・後期高齢者医療被保険者の一部負担金の免除期間の延長について

このことについて、久留米市および福岡県後期高齢者医療広域連合は、床上浸水等の被災者の一部負担金の徴収猶予・免除措置を下記のとおり延長いたします。

医療機関・薬局の皆様には大変お手数をおかけしますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

1 延長期間

【久留米市国保の方】

【福岡県後期高齢者制度で久留米市に住所がある方】

令和2年11月1日から令和2年12月31日まで

(期間は令和3年2月末まで再延長されることがあります。その場合は改めてお知らせいたします。)

2 すでに免除措置を受けている方（免除申請を行われた方）への対応

久留米市および福岡県後期高齢者医療広域連合は、既に免除措置を受けている方に対して、上記延長期間を記載した免除証明書を交付しております。(このことについて、新たなお手続きは必要ございません。)

医療機関・薬局の皆様には、受診者の免除証明書をご確認いただきますようお願いいたします。

3 免除措置を受けていない（免除申請をされていない）被災者への対応

令和2年12月末までに、久留米市国保・福岡県後期高齢者医療制度の被保険者で、床上浸水（注：床下浸水は免除対象外）の被害に遭われた方が受診時にその旨を申告された際は、窓口での一部負担金を受け取られないようにお願いします。併せて、受診者へ市の窓口で免除の申請が必要になることをお伝えください。

＜この件についてのお問い合わせ先＞

久留米市健康福祉部健康保険課

給付チーム 担当：荘野、山川、田村

TEL：0942-30-9029

FAX：0942-30-9751

令和2年7月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



令和2年10月27日時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。（**令和2年12月末まで**）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

福岡県 対象保険者（令和2年11月以降）

[国保・介護保険]
大牟田市、久留米市

[上記以外]
福岡県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、猶予（免除）証明書の交付を受けることにより、一定期間は支払いが猶予（免除）される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**窓口負担の取扱い・猶予（免除）証明書の交付について
ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 保険証の提示がなくても保険診療ができます

被災により、患者さんが保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、患者さんの

- ・氏名、生年月日 ・連絡先(電話番号等)
- ・加入している医療保険者が分かる情報

(被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所)

を確認し、保険診療として取り扱うことができます。

2. 以下の方々については、令和2年12月末までの 診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で一部負担金等を受け取る必要はありません。(被災地以外の医療機関・薬局においても同様です。)

(1) 令和2年7月豪雨に係る災害救助法の適用市区町村の住民の方で、次の保険者に加入されている方

- ① 災害救助法適用市区町村の一部の市町村国保及び災害救助法適用の市区町村が所在する一部の県の後期高齢者医療広域連合
- ② 協会けんぽ、一部の健保組合・国保組合 等

(詳細は、厚生労働省HP「災害関連情報」>「令和2年7月豪雨について」>「健康・医療」>「令和2年7月豪雨で被災された皆様の医療機関等での受診の際のご負担が猶予されます」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

医療機関・薬局は一部負担金等の額も含めた全額を保険請求してください。